共同研究報告

平和を創る 一理念と実践 —

研究代表者 桂 博 美

1. これまでの共同研究「平和を創る―理念と実践―」の研究概要

2017年度より京都女子大学宗教・文化研究所の共同研究として「平和を創る 一理念と実践― | を開始し、2019年度で3年目となった。この共同研究は、 2014~2015年の安全保障関連諸法案の審議から可決までの流れに不安を感じた 京女生たちからの声に促されて開始した。宗教文化研究所の共同研究を開始す る 1 年前の2016年 5 月28日にはシンポジウム「平和を目指して生きる―戦場の 現実と平和創造―」をキャンパスプラザ京都で開催した。ジャーナリストの玉 本英子さんには「取材映像でみるイラク・シリアは今」、元自衛官の泥憲和さ んには「戦場に平和をつくる憲法9条」というテーマでお話しいただいた。こ の流れから、2017年に、異なる専門性を持つメンバーによる共同研究を開始し た。メンバーの専門は、国際関係論・平和研究、社会教育学、栄養学、真宗学、 日本史、生態学、朝鮮語と幅広く、シンポジウムと研究会を通じて、平和を創 るための理論と実践について研究を続けている。共同研究のテーマ「平和を創 る」とは、私たち一人一人が平和を創る主体であり、担い手であることを意識 していくことの重要性を表明したものである。メンバーの異なる専門性を活か し、多角的な視点から「平和を創る」理念を分析し、実践に結びつけるために は何が必要なのかを探究していくことを共同研究の目的としている。

共同研究一年目の2017年には、第1回研究会(2017年6月20日開催)では、 真宗学を専門とするメンバーの黒田義道が「仏教と戦争―平和の理想と争いの 現実一」というテーマで、第2回研究会(2017年7月8日開催)では、日本史を専門とするメンバーの坂口満宏が「雑誌『平和』をめぐる人々一1890年代の世界と結びついた『日本平和会』の活動」というテーマで、第3回研究会(2017年10月23日開催)では、4月に大阪府島本町議会議員に初当選された中田みどりさんを講師にお招きし「いかにして『普通の主婦』は地方議会議員となったかー市民の政治参加を考える一」というテーマで行った。また、12月2日(土)には、シンポジウム「平和をめざして生きる一私と戦争―」を行った。3名の講師のうち京都女子大学法学部卒業生の寺西名子さんには「生活者と戦争―シエラレオナを訪れて―」、ジャーナリストの布施祐仁さんには「ジャーナリズムと戦争―安保関連法と報道の役割―」、元防衛官僚の柳澤協二さんには「政治と戦争―安保関連法と報道の役割―」、元防衛官僚の柳澤協二さんには「政治と戦争―政策はどうあるべきか―」というテーマで講演していただき、その後、本学学生2名を含めパネルディスカッションを行った。

2年目となる2018年度には、第1回研究会(5月31日開催)では、国際関係論を専門とするメンバーの市川ひろみが「日本における兵役拒否―現在の『忖度』社会を考える」というテーマで、第2回研究会(11月15日開催)では、朝鮮語学を専門とするメンバーの中西恭子が「韓国・キャンドル革命への道」というテーマで報告し、活発な議論を通して考察を深めた。2018年度のシンポジウムは、7月14日(土)に「平和をめざして生きる―すべてのニュースはフェイクニュース?」と題して、2名の講師による講演およびワークショップの後、本学の卒業生を交えたミニ・パネルディスカッションを行った。バズフィードジャパン創刊編集長の古田大輔さんには「フェイクニュースと検証―騙されないためには」をテーマとする講演を、また関西大学社会学部教授の村田麻里子さんには「ネット時代のメディア・リテラシー」をテーマとする講演及びワークショップを行っていただき、後半のパネルディスカッションでは、京都女子大学現代社会学部卒業生の大塚有紗さんに加わっていただき、活発な議論を行った。

3年目となる2019年度は、2回の研究会と2回のシンポジウムを行った。シ

ンポジウムについては次項以降に述べる。第1回研究会(10月22日開催)では、「社会的困難を生きる若者と学習支援」と題して社会教育学を専門とする共同研究メンバーの岩槻知也が報告を行った。近年、貧困や虐待等を背景とする社会的困難を抱える若者の多くが学齢期に十分な教育を受けることができていないと指摘されていることから、このような若者を対象とする学習支援のあり方について、実際に支援を行っているいくつかの団体に対する現地調査の結果をもとに報告した。このような若者は背景や境遇が様々であった。このため求められる教育支援の方法も多様であり、個人等で行われている丁寧な取り組みが紹介された。また、第2回研究会(12月17日開催)では、京都女子大学家政学部生活造形学科の成実弘至さんに「若者ファッションと戦争」というテーマで報告を行っていただいた。平和を創るためには戦争の様々な側面も知る必要があり、戦争が引き起こす非日常が社会に新しいものを生み出す力となる場合があると感じた。

第1回シンポジウム「憲法は何のためにあるのか─『気づき』 としての憲法入門─」報告

2019年度のシンポジウム第1回は「憲法は何のためにあるのか―『気づき』としての憲法入門―」と題して行った。京都大学大学院法学研究科教授の毛利透さんには「憲法の基本的な理念とは」というテーマで講演していただいた。続く、パネルディスカッションは、「日常と憲法のかかわりを考える」をテーマとし、京都女子大学法学部准教授の平良小百合さんがコーディネーターを務め、毛利透さんと、京都女子大学法学部学生金川ひな乃さん、同大学院家政学研究科博士後期課程の久保七彩さんの3名をパネラーとして行った。憲法改正が一部の政治家や団体から声高に叫ばれる中、「憲法は何のためにあるのか」を学生・市民の目線で改めて身近に感じながら理解して憲法改正の必要性や堅持していくべき条項について私たち市民の一人一人が考えていくことが重要であることを痛感した。講演後に、聴衆からの質問に講師が答える質疑応答の時

間や、パネルディスカッションを設けた。本シンポジウムの質疑応答とパネル ディスカッションの抜粋(一部要約)を次に示す。

(1) 質疑応答

質問:「自民党の人たちが、『日本の憲法は GHQ の押し付けではないか。自主 憲法にするためには、現在の憲法の基本原理はなくすべきだ』と言ってい るのをどう考えるか!

毛利: GHQ の押し付けとはどういう意味かということがいろいろと問題になりますが、占領下で作られた憲法だということは否定できないので、その意味で押し付けであることは明らかです。しかし、占領下で作られた法は全部そうですので、これは別に憲法だけの問題ではありません。占領終了後に日本がそれを変えたければ、自主的に変えることになります。実際、占領下で作られた法には、残っているものもあれば、変えられたものもあります。憲法は変えられていないということであって、「押し付けだから無効である」という論理的な帰結は全然出てきません。日本国憲法は、他の国の憲法と比較しても、基本的にごく普通の憲法です。あえて言えば、第9条と天皇制のことがありますが、天皇制のように伝統性を残している国はたくさんあります。第9条は特に問題になりますが、軍への統制という点では割と共通性があります。その他の点ではごく普通の憲法ですので、これを変えてどういうものにしたいのか、これを変えることが現実的に可能なのか、あるいはそれをした結果、日本がどう思われるのかということも極めて疑問です。

質問:「日本には立憲主義が根付いていないのではないか」

毛利:いろいろと議論はあるところですが、そもそも日本国憲法がここまで続いてきたということは、日本には立憲主義がそれなりに根付いていると考えられます。実際、同一の政権が5年も続けば、ほぼ独裁政権になり、ひ

どいことになる国はいっぱいあります。そこまでにはなっていないと思えるのは、やはり、立憲主義が受け入れられていると言えるからではないかという気はします。

質問:「憲法改正は必要なのか」

毛利:憲法改正は、結局、中身の問題です。例えば、解散権の限定です。現在、 内閣は、実務上、いつでも衆議院の解散を判断できることになっています が、これが与党に有利だということは否定できないので、解散権を限定す べきだということは割と広く言われていますし、憲法学界でもそういう意 見は多いです。そういう立場からは、改正することもあり得ると思います ので、改正の中身の問題ということになります。「首相が憲法改正を唱え ること、とりわけ選挙戦でそれを唱えること自体、立憲主義の観点から否 定すべきだしとまでは言えません。ただ、昨年、憲法上の要求を満たした かたちで臨時国会の召集を要請したのに、安倍内閣が全然召集しなかった ことが憲法違反だと問題になり実際に訴訟にもなっています。まだ判決が 出ていないので、どうなるかは分かりませんが、安倍内閣はまさに憲法を 軽視しているところがあります。それに対して日本の付随的違憲審査制で は、国会の中のこと、あるいは国会と内閣との関係については、基本的に 裁判所はタッチできず、事件にはなりにくいです。抽象的違憲審査制を採 用しているドイツの話をすると、(連邦) 憲法裁判所があるドイツでは、 統治機構である議会内部の手続きについても憲法裁判になり、議会の少数 派である野党勢力の議会の中での手続きにおける権利を保障する判決も非 常にたくさん出ています。日本は付随的違憲審査制なので、統治機構内部 の問題が裁判にならないのが1つの問題です。これを解決するためには憲 法裁判所みたいなものを導入してはどうかという話になりますが、そのた めには、どちらにしろ憲法改正が必要です。しかし、現状では、統治機構 内部、あるいは国会や内閣関係の法的規制がどうしても厳密にできないと

ころがあります。

(2) パネルディスカッション「日常と憲法の関わりを考える」

- 平良:「日常と憲法の関わりを考える」というテーマでパネルディスカッションを行います。登壇している京都女子大学の学生2人には、普通に生活をしている学生が普段考えている憲法のこと、どういうことに興味を持って憲法との関わりを意識しているのかということについて話してもらいます。また、普段考えている素朴な疑問を毛利先生にぶつけて、いろいろと答えていただく機会にしたいと思っています。では、早速ですが、普段、ニュースなどを見て、あるいは日常生活を送っていて憲法について考えていることで、毛利先生に何か聞きたいことはありますか。
- 久保:1つ目は、諸外国の中には認めている国もあると思いますが、なぜ日本ではまだ夫婦別姓が認められていないのでしょうか。それに付随して、日本では同性間の結婚もまだ認められていません。(同性)パートナーシップ条例としては認めている地域もあるようですが、法律的には結婚は認められていません。なぜそういう状況が変わらないのかについて教えてください。
- 毛利:両方とも法律で定められていないということです。夫婦別姓については、最高裁は、現行の民法上の定めによって夫婦同氏は合憲、つまり、夫婦別姓を認めないことが合憲という判決が出ています。実際のところ、現在は圧倒的多数で女性のほうが氏を変えていますので、それが不平等ではないかということが大きな問題になりますが、規定上は、夫と妻のどちらかの姓を選択し、2人の共通の姓として届けることになっていますので、「夫の氏を名乗る」と書いているわけではありません。ですから、最高裁は、形式的には差別ではないということで、法の下の平等について規定している憲法第14条には違反していないという判決を出しています。判決は、その他の点でもいろいろと言っていますが、特に第14条の点では、形式的な

理論で、違憲の主張を退けました。結局、社会的に不平等が歴然としてあ る場合に、どういうときにそれが法的な不平等だと言えるのかということ は、平等論の非常に大きな難しい問題です。ほかの国でもそうですが、ア メリカでは、人種差別がなくなってきても、黒人の社会参加はなかなか広 がりません。それはどこかに原因があるはずです。アメリカは人種差別が 非常に深刻ですから、「法的には平等になっていますので、黒人の社会参 加が広がっていかないのは法的な問題ではありません」という考え方でい いのかということです。実際、憲法上ではしょうがなくても、もちろん法 律で夫婦別姓を認めれば何の問題もないわけで、それが本来あるべき姿で す。ずっと言われ続けていますが、結局、平成の間には成立しませんでし た。最近は政治問題にもなっていますが、今後も成立する見込みがなさそ うな状況です。同性婚については、割と新しい問題です。世界的にも、い わゆる同性愛に対する社会的評価は、ここのところ、だいぶ大きく変わっ てきました。果たして同性婚を認めるべきかどうかについては、日本国憲 法との関係で言うと、憲法第24条で「両性の合意」という文言を使ってい ることもあって、「憲法上、同性婚を認めないといけない」ということま では、なかなか言いにくいのではないかという気はします。憲法は、「婚 姻とは伝統的な異性間の結び付き」という概念を一応前提にしています。 ただし、同性婚を排除するという意味合いはないと思います。憲法が重要 視しているのは、両性の間の結婚が自由にできるということ(1人の男性 と1人の女性が合意すれば婚姻ができるということ)で、それ以上のこと はなかなか出てきません。そうすると、同性婚を認めるには、ますます法 律を作るしかないのではないかと思います。「両性の」というのは、結局、 それぞれの個人を重視していますので、法律で制定することを憲法が禁じ ていることはないと、私は思います。

平良:夫婦別姓については、「法律上は形式的に不平等な状態にはなっていないが、事実上は社会的な不平等が生じているのではないか。ただ、そこを

法的に正すことについては困難があるので、国会での議論に委ねられる。 しかし、日本の政治家は保守的なので難しい」という回答でした。久保さんは、感覚として自分と同年代の学生には保守的な人が多いと感じますか。 それとも、「認めてもいいのではないか」と考える人が多いと感じますか。

- 久保:学部の学生のうちは、自分の姓を変える、変えないということにあまり こだわりがないという印象を受けました。ただ、社会に出ると、働いてい る中で自分の姓が変わるのは、手続き等々でいろいろと不利なところが出 てくると思います。社会人ではないので何とも言えませんが、社会で働い ている女性の大多数は、恐らく夫婦別姓を認めてもらいたいと思っている のではないかと、自分では思っています。
- 平良:「実際に社会に出て働いて、困ったり、手間が掛かったり、実際に不利益なことに直面したときに、夫婦別姓という制度が認められてもいいのではないかということに気付くのではないか」という意見でした。金川さんはどうでしょうか。同性婚の問題でも夫婦別姓の問題でもいいですが、現状認められていないことについてどのように考えますか。
- 金川:夫婦別姓の場合、子どもの目線からしたら、お母さんとお父さんの名字が違うという状態になりますので、どちらかの名字を名乗ることになると思います。そのときに、自分のアイデンティティはどうなのかというところで、子どもはどちらか寄りの立ち位置になってしまうのではないかと思うと、夫婦別姓が喜ばしい状況だとは一概に言えませんので、正直、私は疑問を抱いています。同性間の結婚に関しては、社会全体が受け入れる風潮になれば、法律ができたら浸透すると思います。しかし、現状、同性間の結婚に関しては、正直なところ、議論が起こったばかりという体感があります。パートナーシップ条例のような限定的なものでは、当事者の人たちにとっては不便だったり不快に思うこともあるかもしれませんが、まずは、今のような状況で社会的な議論をもう少し進めて、大衆に受け入れられてからでも遅くはないと思います。

- 平良:この問題を考えるときには、「子どもの問題をどうするのか」という意見が必ず出てきます。この点をどうするのか、そして、社会の中にどのように浸透させるのかということについては、金川さんが言われたとおり、きちんと道筋を立てた、さらなる議論が必要だと、私も思います。
- 毛利:夫婦別姓については、当然ですが、選択的な夫婦別姓ですので、同姓にしたい人は同姓に、別姓がいい人は別姓にするということです。姓を変えたくない人の人権問題だということからすれば、やはり、選択の余地を認めておく必要性は高いです。姓を変えたくないという、どちらか一方の不利益について、最高裁としては、そんなに重視する必要はないという感じで来てしまいました。しかし、社会人になってから名前を変えないといけないという不利益を重視するのであれば、別姓という選択肢を残す必要性は高まるはずです。子どもの問題等も含め、別姓の制度をどのように作るかということは、やはり、議論しながら国会で決めていくしかありません。
- 金川:憲法では、基本的に国民と国家の関係性を制定しています。特定技能制度を国が作ったことにより、これから多くの外国人が日本で就業できるようになりますが、その中で、「憲法に書いてあるような人権を外国人には保障しなくていいのか」に関して毛利先生がどのように考えているのかを教えてください。
- 毛利:外国人の人権については、憲法上の人権論の中でも1つの重要なテーマです。憲法に「国民の権利及び義務」と書かれているように、本来、憲法は国家と国民の関係を規律していると解されますが、「だったら、外国人は関係ないのか」ということが問題になります。しかし、個人個人は、本来、自由かつ平等な存在であり、自由に生きられる存在だという立場からすれば、「憲法上、外国人を保護する必要はない」という割り切り方はできないはずで、外国人に対しても、できるだけ人権保障を及ぼすべきです。こういう抽象的な話自体は大体一致があるところで、最高裁の判例も、そのレベルでは、「性質上、可能な限り保障される」と言っています。それ

を「性質説 | と言います。しかし、もちろん、問題は「性質上 | というと ころです。もう1つ、最高裁の判決の問題点として挙げられるのは、結局、 現在の在留制度の枠内で論じられているということです。つまり、「外国 人が日本に居られるのは、法律でいろいろと要件を定めた枠内であり、そ の枠そのものには憲法上の拘束がかかっていない」というのが最高裁の立 場です。 一この件に係るマクリーン事件の説明(省略) ― しかし、これから実際 にたくさんの外国人が日本に来るとなると、果たしてそれでいいのかとい う問題は、恐らく、より重大になります。この制度では、実習生として受 け入れる人に、「滞在期間は最長5年間で単身」という要求がなされてい ます。しかし、5年もあれば、事実上の婚姻関係になったり、子どもが生 まれたりすることも十分考え得るわけです。その場合に、出ていってもら うとか、子どもと切り離すことが果たして本当にできるのか。相手は外国 人ですから、こういうことは全部、国際問題になります。ただ、日本に外 国人が増えることは、外国人の人権問題について新たな考え方をするきっ かけにはなるだろうと思います。今の外国人の人権の論理は、「在留制度 の枠の中で入ってきた人が、政府や安倍首相に対して、『反対する』と言っ たからといって逮捕することはあり得ない」ということです。それこそ目 本は民主主義国家ですから、それは許されません。しかし、とにかく「在 留制度そのものについては、憲法上の拘束はかかっていません | というの が政府の立場です。そうはいっても、人道上、これを貫くことが許される のかということが、今後、憲法上の問題として出てくるだろうという気は します。少し難しいですが、民主主義は、「治者と被治者の一致」と言わ れます。これは、政治権力を行使する人とその権力を受ける人が一致する ということですが、権力を受ける人が権力を行使する人を選ぶのが民主的 行政ですから、「一致する」というのは比喩的な表現です。そこで、権力 に従わないといけない人と権力を選ぶ人の不一致が一定限度を超えれば、 民主主義の原理の正統性が疑われる事態になりかねません。外国人が増え

- れば、そういう問題も生じてきます。その点も含め、今後、日本の人口が どんどん縮小し、本当に外国人が増えれば、現在の外国人に関する憲法上 の事項を見直す必要が高まっていくだろうという気はします。
- 金川:今の話を聞いて、そもそも今の憲法の制度が国民と国家という関係性を 規定している法律である以上、積極的に踏み込むことが必ずしも正しいわ けではないということは、とてもよく理解できました。そのうえで、今後、 外国人が増えると仮定すれば、人権が守られなければならないのは、外国 籍の人でも変わらないのではないかと思いました。
- 平良: 久保さんは、こうした外国人の人権などについて今まで考えたことはありますか。
- 久保 私のアジアの友達たちは、日本の文化が非常に好きで、「日本で働きたい」と言ってくれます。しかし、現状、日本国内で外国人労働者が日本人と同等に働けるような法律や制度が調っているかというと、全くそうではないと、自分の中では考えています。最低賃金未満の賃金しかもらえなかったり、日本人以上の長時間労働を強いられているのをニュースで見ました。私は、自分の友達をそのような所で働かせるわけにはいかないと思っていますので、日本国内の法もしくは制度をぜひ早く変えて、海外の人も日本人と同じ状態で働ける国であってほしいと思っています。
- 平良:アジアにいる友達のことを実際に思い浮かべながら、まさに自分の問題として考えて答えてくれました。日本にやってくる労働者にどのように働いてもらうのかということは、日本が世界からどういう目で見られるのかというところにまさに直結してくると思います。そういう面でも、金川さんの研究は重要なものだと思いますので、外国人の人権の保障が向上するような成果をぜひ目指してください。
- 毛利: 久保さんが言われた外国人労働者の問題は、単純に言って、違法な実態があります。日本人に対してもそうですが、外国人に対しても、「外国人だから」という弱者いじめで、まさに違法なことがなされています。どち

らかというと、憲法というよりも、単純に違法なことがなされているということです。憲法論も大事ですが、労働法違反の現実を積極的になくしていくことが緊急に求められています。

一この後、高額医療費の保険適用と憲法第25条についての議論がありましたが、文字数の関係で省略します。一 平良:今日お話しを伺っていて、時代の状況や社会の認識が変わっていく中で、 憲法との関わりについての理解も変わっていくものだということをとても 感じました。そして、若い人たちが積極的に考えることはとても大事だと 思いましたので、また機会があれば、こういう場を持てるとよいと思って います。今日は本当にありがとうございました。

3. 第2回シンポジウム「ヘイトスピーチにどう向き合うか」報告

第2回目のシンポジウムは、京都朝鮮学校襲撃事件から10年となるため「へ イトスピーチーをテーマとして企画した。講演1では「ヘイトスピーチを乗り 越えて」と題し、京都朝鮮学校襲撃事件当時の教務主任、金志成さんが当時の 様子を動画を交えて紹介し、子ども達をどのように守ったのか、講演された。 講演2では、「心理学からみたヘイトスピーチ」と題し、京都女子大学発達教 育学部教授の古池若葉さんが講演され、ヘイトスピーチをする側の心理を知る ことができた。パネルディスカッションでは、パネラーに金志成さん、古池若 葉さんに加え、京都朝鮮学校襲撃事件当時に小学生だった当事者の朴貴玲さん (京都工芸繊維大学)、京都女子大学法学部学生の中田瑛美花さんが登壇し、共 同研究メンバーの市川ひろみがコーディネーターとなり進行した。自分と異な る考えを持つ他者や、異なる人種である他者との相互理解を目指すことを目標 として、聴衆を含めた参加者が「ヘイトスピーチにどう向き合うか」を考えた。 シンポジウムではヘイトスピーチをする人たちを「悪者」として糾弾すること を目的とするのではなく、ヘイトスピーチの現状を知るとともに、差別意識を 持ってしまう人の心理的傾向や背景を理解し、相互理解を進めて差別を減らし ていくためにできることを考えた。講演後に行われた質疑応答、朴さんの体験

談、パネルディスカッションの抜粋(一部要約)を次に示した。以下、() 内は、省略された前後の話などからの補足を示す。

(1) 質疑応答

質問:「襲撃した人たちというのは、どういう人たち、いわゆる、どういう団体でしょうか」

金 : 間違った情報、特にネット上で流れているものだけを見て、在日朝鮮人を判断して、デモに出ると思いました。彼らは、一応、正義と信じています。特に主導している人たちは、本当に正義だと思いながらやっているように感じ取りました。そういう人たちの中では考えを変えて、中には、在特会(在日特権を許さない市民の会)側に居たけれど、今はカウンター側に来ている人も居るので、全員ではないと思いますが、やはり間違った情報が共有されている団体なのかなと思います。

質問:「教室に金日成氏の写真は掲示されているのか」

金 : 昔はありましたが、1980年代以降に教科書のカリキュラムが変わったので、その後、初級学校にはありません。

質問:「教科書は自分たちで作っているとお聞きしましたが、どうでしょうか」

金 : 昔、学校が建った当時は、朝鮮で作った国語の教科書を送ってきました。 1980年代以降の教科書から、在日の教師や教育関係者が集まって教科書を 作っています。日本の学校の教育内容に基づいて、同じような流れで朝鮮 学校は来ていますが、ただ、朝鮮の文化的な言葉や風習に関しては独自で 取り組んでいます。

質問:「これだけ差別を受けてきていることを、恥ずかしながら知りませんで した。日本や日本人を心の底から嫌いになったことはないでしょうか。」

- 金 : 事件を起こしたというか、襲撃したのは一部の人間であって、基本的に 日本は好きです。日本が嫌いではなくて、逆に日本というのは、徳川時代 に200年ぐらい(朝鮮)通信使が行ったり来たりして、本来、仲の良かっ た期間のほうが長いです。たまたま、今の100年がちょうど仲の悪い時期 にいるだけなので、いいところも子どもに伝えていきたいと思っています。
- 質問:「ヘイトスピーチを許さない風土づくりが必要とのことですが、現在、 日本では、権力を持っている人、人を支配したがっている人がヘイトスピー チを許す状況をつくっているのではないでしょうか。一人一人が大切にさ れることが最重要になっていない社会のように思います。異なる考えや個 性的なものを抑えて、大切にしないで、強者と弱者の差が大きくなってい るような気がします」
- 金 : 私も、そう思います。今回、最後にお話ししたように、高校無償化とか 幼保無償化に関しては、まさしく国が前面に立って、朝鮮学校を排除しよ うとする動きです。この辺に対して、私たちは、闘っていこうと思っています。毎週火曜日、高校生が、寒くても、雨が降っても、ビラを配って、 1人でもたくさんの人の理解を得ようとしています。激励する人もいますが、中には高校生に対して嫌なことを言ったり、あざ笑う人もいます。そ の中でも諦めずにやっていこうと思います。
- 質問:「在日韓国・朝鮮人を排除しようする動機の根本は、(ステレオタイプであること以外に)もっと別のところにあるはずだと思う。特に政治的な土台、後押しを視野に入れる必要がある。ヘイトスピーチが広がる原因の根本は、どこにあると思われていますか!
- 古池:1つには、日本と韓国・朝鮮の植民地支配、あるいは支配されるという 歴史が起因しているとは思います。「政治的な土台、後押し?」というの が何を意味するのかというのは微妙なところですが、ヘイトスピーチをし

ている人たちは、自分たちが今の日本社会で支持されているという思いがあると思います。ネットで在日韓国・朝鮮人を揶揄するような書き込みを目にするなどして、「世間では大きな声で言っていなくても、自分たちと同じ気持ちでいる者が多いはずだ」という思いを持っているのではないかと思います。

質問:「ヘイトスピーチが広がる原因の根本はどこにあると思われるか」

古池: (ヘイトスピーチといじめには共通項が多いことを確認した上で) いじめにおいては、被害者は非常に大きな心身のダメージを受けるのに対し、加害者の側は、場合によっては何らかの罪に問われることがあるにしても、通常はそういった大きなダメージを被ることはありません。ヘイトスピーチが広がる大きな要因の1つとして、受ける影響やダメージの非対称性、不公平さが非常に大きいと考えています。

質問:「問題は、ステレオタイプ、偏見の対象となった側が異を唱えても、その認識のゆがみを是正しようとしない人が非常に多いということです。認めると自分のほうが変わらなければならなくなるので困難になるかもしれませんが、歴史修正主義にしろ、差別にしろ、問題の根源に、現実をそのまま認めることの困難さがあるように感じます。こういうことは、心理学ではどのように説明されますか!

古池:これはちょっと難しい問題だと思いますが、やはりステレオタイプとか 偏見は、便利な認知的枠組みであって、それを変えるとなると、コストを 感じます。認識がガラッと変わるとすれば、外集団とどっぷり関わること を通してですが、そうしたことがなければ、認識はなかなか変わらないの かなと、私自身は思っています。

(2) 襲撃事件の体験談とその後について

: 襲撃事件を実際に体験した一生徒として、そのときの体験談と、今振り 朴 返って思うことを簡単に話をします。今、(大学)四回生で、襲撃事件のあっ た年に京都朝鮮第一初級学校六年生として、その現場にいました。当時の 話に移りますが、2009年12月4日は、京都と滋賀にある朝鮮小学校、中学 校の交流会があり、講堂でみんなで一緒にお昼ご飯を食べていました。お 昼ご飯を食べ終わって、そろそろ午後が始まるかなという時間になっても、 先生方が来ません。そのうち、私の、当時、第一の小学校六年生の担任だっ た女性の先生が来て、講堂のカーテンを閉めだしました。そして「絶対に 窓の外は見ないように。教室からも出ないように|と言いました。私がい た講堂は、先ほどの映像にあった拡声器でわーわーと言っていたその場所 から、位置的には一番遠い教室でした。拡声器の声がすごく大きかったの ですが、先生方が音楽を校内放送で大音量で流していて、直接その現場で 私が在特会の人を見ることも、声を聞くことも、その日はありませんでし た。なので、解散し家に帰ったあとも、「変な人が来はった」というぐら いの認識でした。それに対して、すぐに、「まあ、朝鮮学校やしな」と思 いました。朝鮮学校では民族科目を学びますが、その中には朝鮮半島の歴 史だけではなくて、在日コリアンの1世、2世の人たちが歩んできた、つ らかった歴史も学ぶので、差別されてきた背景があるという意識はありま した。その時は、「朝鮮学校にそういう人たちが来たんやな。」というぐら いでした。

時間が流れて、中学2年生になりましたが、私が、先ほど流されたような映像をユーチューブで見る機会が訪れました。家に帰ってきたら、お母さんがそれをパソコンで見ていました。そのとき初めて、「あのとき、こんなことが起こってたんや」と知りました。そして、これだけ自分たちが守られていたんだということに気付きました。あの映像を見て、初めて胸にきたというか、こんなことがあったということの実感が湧きました。中

学校2年生のそのときに一番私が思ったのは、最近の若者の言葉で申し訳ありませんが、「まじか」と思いました。「まじか」というのは、教育現場にああいう人たちが来て、あれだけ汚い言葉をためらいもなく言えるのは、神経を疑うというのが率直な感想です。でも、そのすぐあと、「でも、この人たちは、私たちを知らないごく一部の人たちなんだろうな」と思いました。先生方から、「こういう事件があったんやけども、結局、これは、ごく一部の心ない人たちの話で、圧倒的多数の日本の方々がすごく応援してくださっているので、君たちは全然おびえる必要はないよ」という話を、耳にたこができるほど聞いていたので、「まじか」と思ったあとには、「ああ、これは大きい事件なんや」と思いました。子どもたちを守ろうという、いろんな在日の先生方、保護者の方、周りの日本の方々、全国の日本の方々の力があったことも知ることができました。

次に、私が大学生になってから、自分自身の認識について感じたことを話します。その時まで、私は、在日朝鮮・韓国人という枠組みが日本人にあまり知られていない存在であるという認識でした。知らない人を見かけたら、教えてあげるのがしかるべきであるし、それでお互いにもっとより良い関係、もっと知ってもらおうという意識でいました。その考えがちょっとだけ変わったのが大学2回生から3回生に上がる前の春休みです。そのとき、海外に短期留学に行って、感じたことです。私は、ある中国人に自己紹介をしました。「私はパク・キリョンです。国籍は韓国です。でも、日本生まれ、日本育ちです」、すると、向こうの人が、「帰化しないの?」と聞きました。本当に流れるように、そういう話になりました。ある意味では当然の疑問だと思います。ただ、相手が中国の第三者だったので、純粋な疑問としてその言葉をかけられたことが分かりました。そこで、日本人に言われたときと中国人に言われたときの自分の反応の差、明らかに見えない自分の中の差別が見えてしまいました。知らない日本人には教えてあげるという意識が、逆に上から目線ではないか。自分の中で民族教育を

受けてきたという自負、プライドがありましたが、それが逆におごりになっていないかと感じました。そこで、在特会の事件のことを考えてみると、あの人たちは知らない人たちだ。でも、逆に、私が受けてきたものを、私も一方的な視点でしか見ることができなかったという気付きがありました。

私たちは、周りの温かいたくさんの人たちに守られて、ここまで生きてきたので、そういう気付きもできたと思います。その気付きの中には、私たちを助けてくれている人たちの存在が大きいです。だからこそ、ある意味楽観的な考え方もできます。いわゆる(襲撃事件から)10年という区切りとして、このシンポジウムが開催されたと思います。その間に、私は、中学生、高校生、そして、大学生の3つの過程を経て、自分の考えもこういうふうに変わってきました。

日本社会の中でも、例えば「ヘイトスピーチ」という言葉がためらいもなく議論されるような環境にもなっています。在日コリアンだけではなくて、訪日外国人、海外の人との関係についても、「もっと国際理解を」とか、「共生を」という言葉をよく耳や目にするようになってきました。この10年の間にもこれだけ変化があったので、幼稚園や高校の無償化も適用されていない現在ですが、この先10年の間には、もっとより良い社会になることを、襲撃事件を経験した一生徒として願っています。

(3) パネルディスカッション

中田:私は、市川ゼミ所属の京都女子大学法学部3回生です。私がヘイトスピーチに興味を持ったきっかけは、2回生で平和研究の講義を受けたことです。その中で、在日コリアンに対するヘイトスピーチの動画を見て、「こういう人たちが、いるんや。」と、他人事という感じで捉えていました。3回生になってマイノリティの人々と交流する中で、ヘイトスピーチは私自身の問題ではないかと考えるようになりました。私がマイノリティに対して無知であったり、偏見を持ったままであったら、ヘイトをネット上でまき

散らしたり、もしかしたらヘイトスピーチに参加していた可能性もあります。ヘイトスピーチを私自身の問題として捉えることが、ヘイトスピーチ と向き合う方法であると私は考えています。質問をしたいのですが、朴さん、日本社会で生きづらさを感じるときはありますか。

- 朴 : 私は、在日としてしか過ごしてきたことがないので、生きづらいのかどうかという比較が直接できません。私が大学に行ってから思ったのは、本名で名乗ると、「留学生か、ハーフか」と言われますが、それに対して、自分のルーツというか、「在日コリアンだ」と説明するのは、私自身は全く抵抗はありません。ただ、そういった政治的な問題を、同年代の人たちに果たしてどこまで話していいのかという気遣いがあります。これから大学生活を進めるうえで、どういった人たちにどの程度自分の主張を通すのかといった人付き合いの面では、ちょっと生きづらいというか、そういう面があります。
- 中田:金先生に聞きたいのですが、今の日本社会でヘイトスピーチ解消法がありますが、実際にその効果はどれくらいありますか。
- 金 : 理念法なので、法律的には弱いものです。2016年に、法律に「ヘイト」という名前が付くことによって、これはヘイトなんだ、差別だ、悪いことだというのが社会的に規定されました。2009年の事件は、見方によっては表現の自由の範疇であったので、すごい被害は受けていますが、受ける側が悪いのではないかという論理になってしまうことがありました。あれは悪いことなんだと(裁判で)立証されてから、認識されました。ただ、罰則がないので、これはこれからの課題だと思います。今、日本の人たちや裁判を支援した人たちも、これは日本の問題だと思って取り組んできたと思っています。私もこれから日本に住んでいくので、この問題は共に考えてやっていきたいと思っています。
- 古池: 在特会の人たちがなぜヘイトを続けるのか。ふと思ったのは、在特会に 所属してヘイトをするということは、多分、メンバーにとっては、自分の

社会的アイデンティティが強められるというか、外に敵を持つことによってアイデンティティが保たれているという面もあるのではないか。これは全くの推測です。可能ならインタビューをして話を聞くことができればと、先ほどの質問を聞いて考えて、そこを強く感じました。

: 私は30年教師をしてきましたし、日本のいろんな先生方とも交流をして きました。今の子どもたちが大人になったときをイメージすると、どうい う社会になるかというと、事件が起こる前までは、どういう統合社会をつ くっていくのか、そこで活躍する人というイメージがありましたが、この 事件と裁判関係、そのあとの過程を見ながら、日本に住んでいくので、日 本社会のために活躍できるという考えを持った人が必要だと思います。私 自身、この過程でたくさんのマイノリティの人と出会ったし、そういうふ うに視野を広めていかないといけないと思いました。こういう事件があっ たからこそ、今できることは、交流を深めていくことです。第二初級学校 は、この秋に大きなイベントを、日本の学校のサッカーの交流とバスケッ トの交流をして、日本の人にもいっぱい来てもらっています。今日、サッ カーの試合は学校でするので、そのチームの保護者もいっぱい来て、学校 の中を見たり、掲示物を見て、知らないのではなくて、同じようなことが 多い、類似しているところが多いという部分のきっかけづくりにサッカー がなっているのかなと思っています。これから頑張って、類似していると ころが多いということをいっぱい伝えていければと思っています。

市川: 朴さんと中田さんの話は、今日のシンポジウムの趣旨「ヘイトスピーチ にどう向き合うのか」にかなう内容だったと思います。中田さんは、「ま さに自分の問題として向き合うべきだ。こんなふうに罵詈雑言は言わない かもしれないけど、もしかしたら自分がヘイト側になったかもしれない」と言っています。例えば(朝鮮学校だけが)高校無償化から除外されてい ても、ほとんどの人は何も言いません。何も言わなくても、それを受け入 れるということであり、ヘイト側に立ってしまっていることに気付くこと

が、大切だと思っています。それは、朴さんが経験された、自分の中にも あるということです。授業では、「マイノリティの視点から捉える」と言 いますが、今日のお話を聞いていて、マイノリティというのはすごく交差 しているなと感じました。古池先生の話にあったように、アイデンティティ も複雑だし、集団をどうやって認識するかというところでも、1人の人間 はいろんな層があって交差しています。金先生がおっしゃっていたように、 生きやすい社会、良い社会、どういうものがいいのか考えて、自分は何が できるのか、自分がどこの位置にいるのかというのを考えることは必要だ と思いました。そして、ヘイトをしている人たちも、「あの人たちは悪い人 | みたいに切り離せる人ではなくて、私たちの社会の一部、同時代を生きて いる人たちだというのが大前提だと思います。「守られて生きてきたから、 あまり怖く思わなかった。だからかどうか分かりませんが、ほかの人に対 して敵対的に思わない。」と話した朴さんと対照的です。「彼ら」という言 い方は悪いかもしれませんが、彼ら、ヘイトする人たちは、守られてきた 感がもしかしたらないのかなと思いましたが、古池先生、その辺りはどう でしょうか。

- 古池:もしかしたら、そこにしがみ付かざるを得ないようなバックグラウンド があるかもしれません。
- 朴さん:本当にそのとおりです。だからといって、ヘイトを許すというのはまた別に話になります。私たちの中でも相互理解が必要であるという認識と 同時に、こちらは譲れない部分が確固としてあるということもすごく強く 感じます。
- 市川:大切なところで、古池先生の話の「力の不均衡」とか「不公平の影響」 のところでありましたが、力が不均衡だからヘイトが起こるわけです。在 日の人たちは、金先生が紹介していた本の著者である中村一成さんが繰り 返し言っている「つりあいの取れなさ」があります。対等に話すというと ころで、在日の人と日本人が話していたら、それは対等ではないというと

ころから始めないといけないと思います。日本の教育の問題だと思います が、その認識が日本人に欠けているのは、植民地主義について勉強してい ないから、私たちがどういう歴史のうえに立っているのか知らないから動 かない。申し訳ないです。マジョリティの人たちからすると、「あなたは 間違えていますよ」と言われることが怖いと思っているのか。先ほど古池 先生が言われましたが、だからこそ恨みを持たれているのではないかと 思ってしまいます。それで余計に攻撃的になっているのかなという気がし ました。金先生の話につながりますが、どうしたらお互いにヘイトしなく ていいような関係になれるのか。ヘイトからカウンターに移った人は、ど ういうことに関心があるのか。研究がまだ進んでいないので、どなたか研 究してほしいです。それができたら、こういうふうにシンポジウムで共有 したいと思いました。私も、金先生と同感で、教員ですので、こういう場 を提供したり、学生さんと考える場をもてるのは、私にとってはとてもあ りがたいです。今日、話を聞いたように、私も学生たちも、そこから学ぶ ことが多いので、これを続けていきたいと思いました。時間ですので、こ れで終わります。パネラーの方、ありがとうございました。

4. 今後の研究活動について

2020年度は、人間社会に生まれる「空気」という存在に目を向けたいと考えています。「空気」の正体を知り、「空気」によって決定が歪められたり、生きづらさを感じる人々が生まれる仕組みを考えていく予定です。

【2019年度 研究代表者】

桂 博美 (家政学部准教授)

【研究分担者】

市川ひろみ (法学部教授)

岩槻 知也 (発達教育学部教授)

黒田 義道 (発達教育学部准教授)

坂口 満宏(文学部教授)

諏訪 亜紀 (現代社会学部教授)

中田 兼介 (現代社会学部教授)

中西 恭子(文学部准教授)

【嘱託研究員】

田中めぐみ (高等学校社会科教諭)

<キーワード>

平和 憲法 ヘイトスピーチ